

(仮称) 中野区ユニバーサルデザイン推進条例の考え方 (骨子)

① 背景

- 少子高齢化や、それに伴う生産年齢人口の減少が予想され、まちの活力の維持・向上が求められる。
- グローバル化の進展に伴う中野のまちで活動する外国人の増加が見込まれ、これを契機に、新たなまちの活力を生み出していくことが求められる。
- すべての人が利用しやすいようあらかじめ考慮して都市や生活環境を整備することにより、多くの人々の社会参加を促すとともに、次世代型の都市づくりにより、まちの魅力を向上させ、区内外に向けて発信していくことが重要になる。
- すべての人が、それぞれの意欲や能力に応じて社会参加する「全員参加型社会」や、まちの魅力向上による地域の活性化の実現に向けて、取組を進める。

② 目的

- すべての人が、自らの意思により、自立して活動や自己実現できる環境を整備することを通じて、全員参加型社会や地域の活性化を実現するため、区、区民、事業者のそれぞれの責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることにより、ユニバーサルデザインを推進することを目的とする。

③ 定義

- ユニバーサルデザインとは、年齢、性別、個人の属性や考え方、行動特性等にかかわらず、すべての人が利用しやすいようあらかじめ考慮して都市や生活環境を設計することをいう。

④ 基本理念

- 支障なく円滑に利用できる都市基盤（施設・インフラ）整備の推進
- 平等かつ円滑に利用できるサービス（商品）提供の推進
- 一人ひとりの個性や多様性が理解・尊重され、さまざまな人が支えあうための理解の促進

⑤ 区の責務

- 区長は、目的を達成するため、社会状況の変化を踏まえ、段階的、継続的にユニバーサルデザインを推進していくための目標（将来像）を示すとともに、ユニバーサルデザインの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
- 区民、事業者への普及啓発を図る。
- 区、区民、事業者の相互調整及び連携促進を図り、協働して、ユニバーサルデザインを推進する。

⑥ 区民の責務

- ユニバーサルデザインについて理解を深めるよう努める。
- さまざまなユニバーサルデザインの取組について、主体的に参加し、ユニバーサルデザインの推進に努める。
- ユニバーサルデザインの推進にあたり、区、事業者と協働するよう努める。

⑦ 事業者の責務

- 施設、商品及びサービスの提供等の自らの事業を通じて、ユニバーサルデザインの推進に努める。
- ユニバーサルデザインの推進にあたり、区、区民と協働するよう努める。
- 事業者の従業員に対して、ユニバーサルデザインについて理解が深まるよう努める。
- 推進計画の実施に関して、協力するよう努める。

⑧ 推進計画の策定等

- 区長は、目的を達成するため、ユニバーサルデザインに関する施策の総合的かつ計画的な推進に係る計画（推進計画）を定める。
- 推進計画は、次に掲げる事項について定める。
 - (1) ユニバーサルデザインの推進に関する目標（将来像）
 - (2) ユニバーサルデザインの推進に関する施策の方向・主な取組
- 区長は、推進計画の策定及び改定にあたっては、区民、事業者の意見を反映できるよう必要な措置を講ずる。

⑨ 施策の評価点検

- 区長は、区の推進計画に基づく施策について継続的に評価点検を行い、評価点検の結果を、施策に反映させ、恒常的な改善・向上を図る。
- 推進計画の改定にあたっては、推進計画に基づき実施した施策の評価点検を行い改善・向上を図るため、中野区ユニバーサルデザイン推進会議を設置する。